75	関税率表第7801・10号に掲げる物品	鉛の塊	7,683,942	620,995	ＫＧ	0.2	
76	関税率表第79・01項に掲げる物品	亜鉛の塊	24,842,174	12,061,712	ＫＧ	0.4	平成21年10月16日適用停止 ペルー ナミビア
77	関税率表第81・03項、第8106・00号、第81・07項、第8108・90号、第8111・00号、第8112・21号、第8112・22号、第8112・29号、第8112・51号、第8112・52号、第8112・59号、第8112・92号、第8112・99号又は第8113・00号に掲げる物品	その他の卑金属及びその製品	7,112,618	3,460,404	千円	0.0	平成21年６月16日適用停止 中華人民共和国（南アフリカ共和国） 1,387,245千円
78	関税率表第9401・90号の１又は第9404・10号に掲げる物品	腰掛けの部分品（革製のもの）、マットレスサポート	213,997	158,119	千円	0.0	平成21年５月16日適用停止 中華人民共和国
79	削除						
80	削除						
81	関税率表第9603・21号、第9603・29号、第9603・30号、第9603・40号、第9603・50号又は第9603・90号に掲げる物品	ほうき及びブラシ（非植物性材料のもの）	5,035,543	2,392,331	千円	0.0	平成21年６月16日適用停止 中華人民共和国

備　考

１．「限度額等」欄に掲げる額又は数量は、「関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第８条の４第１項の規定に基づき、平成21年度における限度額等を定める件」（平成21年財務省告示第102号）により定められたものである。

２．「輸入額等」欄に掲げる額又は数量は、平成21年９月末現在のものである。

３．係数とは関税暫定措置法別表第３に定める係数であり、一般税率にこの係数を乗じたものが、特恵税率（係数0.0のものは無税）となる。

４．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止　全特恵受益国等又は特定国名」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成22年３月31日まで全特恵受益国等又は当該特定国に対して特恵関税の適用が停止されているものであることを示す。

５．「備考」欄に「（特定国名）輸入額等」のように記載されている場合には、当該物品の平成21年９月末現在における当該特定国からの輸入額等が限度額等の５分の１に対して７割以上に達したことを示す。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日　　国土交通大臣　前原　誠司

種類	精度	実施時期	地域 所属番号	図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成19年	枝幸 16―4	佐久	更新・３色・柾判
〃	〃	〃	名寄 15―2	添牛内	〃　〃
〃	〃	〃	旭川 16―3	文珠	〃　〃
〃	〃	〃	留萌 10―1	別苅	〃　〃
〃	〃	〃	仙台 4―3	岩沼	〃　〃
〃	〃	平成20年	福島 1―2	新地	〃　〃
〃	〃	平成19年	水戸 8―3	鉾田	〃　〃
〃	〃	平成21年	〃 12―2	西蓮寺	〃　〃
〃	〃	平成19年	長岡 1―2	内野	〃　〃
〃	〃	〃	飯田 12―4	瑞浪	〃　〃
〃	〃	〃	松江 16―3	松江	〃　〃
〃	〃	〃	高知 2―3	東土居	〃　〃
〃	〃	〃	鹿児島 2―3	日当山	〃　〃
〃	〃	〃	長崎 4―4	長崎西南部	〃　〃
〃	〃	平成20年	那覇 15―2	那覇	〃　〃

種類	実施時期	名称	摘要
数値地図（ＣＤ－ＲＯＭ）	平成20年	名古屋	25000（地図画像）
〃	〃	大阪・奈良・和歌山	50000（地図画像）

備考　地図の刊行日　平成21年11月１日

数値地図（オンライン）については、上記平成21年11月１日刊行分の２万５千分１地形図（３色・柾判）15面分を提供する。

種類	実施時期	提供範囲	縮尺レベル	摘要
基盤地図情報 行政区画の境界線及び代表点、道路縁、軌道の中心線、標高点、海岸線、水涯線、建築物の外周線、市町村の町若しくは字の境界線及び代表点	平成20年	（注１）	2500レベル以上	標高点は独立標高点のみ
〃	平成21年	（注２）	〃	〃

備考　地図の刊行日　平成21年11月１日